

持続可能なインフラマネジメントあり方検討委託業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は R8 年度開催予定の「持続可能なインフラマネジメントのあり方検討ワーキンググループ（仮称）」（以下「WG」という。）の予定議題である「客観的なデータに基づく橋梁の更新・修繕、集約等」を実施するための客観的なデータや指標の検討を行うとともに、WGの資料作成を行うものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

持続可能なインフラマネジメントあり方検討委託業務

(2) 業務内容

別紙1「持続可能なインフラマネジメントあり方検討委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

(4) 委託料の上限額

金10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この上限額とは別に、契約手続の中で予定価格を設定する。

なお、委託上限額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

3 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における令和7・8年度の建設工事に係る測量等の競争入札参加資格にて、「土木関係建設コンサルタント」の資格を本プロポーザル参加申込時点に有していること。
- (3) 富山県における令和7・8年度の建設工事に係る測量等入札参加資格者名簿に富山県内の住所が掲載されていること。
- (4) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日）に都道府県もしくは国土交通省が発注した、道路事業におけるインフラマネジメントあり方検討業務もしくは橋梁長寿命化計画などの類似業務に関する業務の受注実績（履行が完了しているものに限る。参加申込から令和8年3月31日までに完了予定の場合は、完了見込みであることが分かる資料を提出すること）を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）
- (5) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (6) 対面又はオンラインにより行う打合せに、参加できる体制を整えていること。
- (7) プロポーザルへの参加に必要な諸手続を適切に行っていること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的とする団体ではないこと。

- (9) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中ではない者であること。
- (10) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (11) 民事再生法（平成 11 法律第 225 号）の規定による再生手続による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (12) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められること。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

4 参加手続

(1) スケジュール

| | |
|---------------|----------------------------------|
| 参加申込書・質問書提出締切 | : 令和 8 年 3 月 25 日（水）17 時 |
| 企画提案書提出締切 | : 令和 8 年 4 月 10 日（金）17 時 |
| 書類審査実施期間 | : 令和 8 年 4 月 13 日（月）～4 月 16 日（木） |
| 採択者決定予定日 | : 令和 8 年 4 月 17 日（金） |
| 契約締結予定日 | : 令和 8 年 4 月 20 日（月）以降 |

(2) 提出書類・提出期限等

1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合、申込書（様式第 1 号）を 3 月 25 日（水）17 時まで E-mail 又は郵送にて提出する。（提出後、電話にて到達確認を行う。）

2) 質問

プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第 2 号）により、3 月 25 日（水）17 時まで受け付ける。質問は原則として E-mail によるものとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。（提出後、電話にて到達確認を行う。）質問に対する回答は、3 月 27 日（金）17 時まで県ホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載する。

3) 企画提案書等

次の①～⑥の書類（１部）又はその電子データを令和８年４月１０日（金）１７時までに、郵送又はE-mailにて提出する。（提出後、電話にて到達確認を行う。）

- ① 提案書（様式第３号）
- ② 業務の実施体制等（様式は任意）
 - ア 業務を進めるための社内の実施・連絡体制
 - イ 配置予定技術者（管理技術者及び担当技術者）の役職、経験年数、実績、資格等
- ③ 企画提案書
 - ア 実施方針、業務スケジュール（様式は任意、A４判１枚以内）
 - イ 評価テーマに対する技術提案（様式は任意、A４判１枚以内）
別紙１仕様書「４ 委託業務の内容」のうち（２）について技術提案を求める。
なお、（２）１については、必ず技術提案すること。
- ④ 業務実績（様式は任意）

過去１０年間（平成２８年４月１日から令和８年３月３１日）に都道府県もしくは国土交通省が発注した、道路事業におけるインフラマネジメントあり方検討業務もしくは橋梁長寿命化計画などの類似業務に関する業務の受注実績（履行が完了しているものに限る。参加申込から令和８年３月３１日までに完了予定の場合は、完了見込みであることが分かる資料を提出すること）を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）
- ⑤ 経費見積書（様式は任意）
 - ア 上記２（４）の予算の範囲で作成すること
 - イ 本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること
 - ウ 様式は指定しないが、明細などをできるだけ明らかにすること
- ⑥ その他、参考となる資料（様式は任意）※必要に応じて提出

（３）提出先

「７ 問合せ先」と同じ。

（４）辞退

参加申込み後、本企画提案の参加者が事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式５）を４月１０日（金）午後５時必着で、郵送、電子メール又はFAXにより道路課に提出すること。

5 審査方法等

（１）審査方法

本プロポーザルにおいては、原則として、上記書類をもって書面による審査を実施するものとする。

（２）審査基準

別紙２「持続可能なインフラマネジメントあり方検討委託業務に係る公募型プロポーザル審査基準」に記載のとおり

(3) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表する。なお、決定経緯、決定理由等に関する問い合わせには応じないものとする。また、非選定者に対する費用弁償はしない。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件に定めた資格が備わっていないとき。
- イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ウ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- エ そのほか不正な行為があったとき。

6 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (2) 委託料には、受託者の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (3) 本プロポーザルは、都合により中止することがある。また、議会により当事業の予算が否決された場合も中止する。
- (4) 委託候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとする。
 - ① 業務の実施に際しては、県と協議のうえ仕様書の内容を変更することがある。委託候補者と県は、企画提案の内容を基に業務の履行に必要な条件などの協議を行い、契約手続きを行った後、調整しながら委託業務を実施するものとする。
 - ② 委託候補者に事故等があり、契約締結が不可能となった場合や、必要な契約条件に合致せず、調整が整わない場合、契約締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約締結について協議するものとする。
 - ③ 委託業務の著作権は、富山県に属するものとする。
- (5) 委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (6) 委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

7 問合せ先

富山県土木部道路課橋りょう係
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL : 076-444-3321（直通）
E-mail : adouro@pref.toyama.lg.jp